

2 福祉子ども総室【西北地方福祉事務所】

2-1 生活保護

(1) 管内の現況

(1)-1 被保護世帯数、被保護人員、保護率

令和3年度の管内の月平均被保護世帯数は802世帯、被保護人員は981人、保護率（人口千人に対する被保護人員の割合）は26.18パーミルとなっている。

被保護世帯数・被保護人員・保護率とも、平成24年度をピークに減少又は横ばい傾向にあったが、令和3年度は令和2年度に比べて被保護人員は変わらないが、被保護世帯数及び保護率は増加している。

(1)-2 扶助別人員

令和3年度の扶助人員をみると、生活扶助は865人で、被保護人員の88.2%が受給している。生活扶助以外では医療扶助897人（91.4%）、住宅扶助452人（46.1%）、介護扶助338人（34.5%）、教育扶助11人（1.1%）となっている。

(1)-3 保護の申請、開始及び廃止の状況

保護申請件数は平成21年度の135件をピークに減少傾向となり、平成27年度以降は100件を下回っていたが、令和元年度は105件と平成30年度に引き続き100件を上回り、令和3年度は104件であった。

保護廃止は91件で、死亡廃止が55件（60.4%）と一番多く、そのうち高齢者世帯の死亡廃止が53件と死亡廃止の96.4%を占めた。就職や働き手の転入など就労による経済的自立の廃止は2件（2.2%）であった。

(1)-4 被保護世帯の構成

世帯類型別にみると、高齢者世帯の割合が高く、令和3年度では全体の71.3%を占めており、このうち高齢者単身世帯が全体の64.6%となっている。母子世帯及び傷病・障害者世帯は、それぞれ0.9%、15.6%となっている。また、労働力類型別でみて働いている者のいない世帯は88.9%となっている。

(1)-5 保護費の状況

令和3年度における保護費の総額は1,211,994千円となっており、支出総額の51.7%（627,073千円）を医療扶助が占め、次いで生活扶助34.2%（414,747千円）となっている。

(1)-6 救護施設入所者の状況

令和4年4月1日現在の保護施設入所者数は12人で、施設別では白鳥ホーム5人、誠幸園4人、まことホーム3人となっている。

(2) 令和3年度保護状況（月平均）

(2)-1 町別保護状況

区分 町名		世帯数 (世帯)	人 員 (人)	保 護 率 (%)	保 護 申 請 (件)	開 始 数		却 下 数 (件)	取 下 数 (件)	廃 止 数	
						件 数 (件)	人 員 (人)			件 数 (件)	人 員 (人)
西 郡	鱒ヶ沢町	233	278	31.33	23	16	20	7	0	24	28
	深浦町	99	117	16.25	24	13	18	11	0	11	11
北 郡	鶴田町	226	281	23.53	36	31	39	4	1	35	38
	中泊町	244	306	32.20	21	18	26	2	1	21	24
西 北 計		802	982	26.18	104	78	103	24	2	91	101

注1 「世帯数」～「保護率」までは年度月平均。

各欄の数値は、年度累計の数値を12分したものであり、端数処理の関係上縦計が一致しない場合がある。

2 「保護申請」～「廃止数」までは年度合計。

(2)-2 被保護人員(保護の種類別)

(単位：人)

生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
865	452	11	338	897	0	6	1

(3) 生活保護状況の推移

(3)－1 被保護世帯数の年度別推移

(単位：世帯)

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
県	24,065	23,975	23,912	23,741	23,489
西 北	782	782	802	795	802

(3)－2 被保護人数の年度別推移

(単位：人)

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
県	29,934	29,593	29,290	28,865	28,358
西 北	994	981	994	981	981

(3)－3 保護率の推移

(単位：‰)

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
全 国	16.8	16.6	16.4	16.3	16.3
県	23.38	23.40	23.45	23.42	23.15
西 北	23.91	24.16	25.08	25.45	26.18

注 全国令和3年度は生活保護速報値月平均による。

(3)－4 医療扶助人員の推移

(単位：人)

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
入 院 外	838	836	875	871	862
入 院	37	55	42	34	35
精神病入院 (再 掲)	13	16	13	14	14

(3)－5 保護申請、開始、却下、取下、廃止件数の推移

(単位：件)

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
申請	98	115	105	99	104
開始	79	86	78	81	78
却下	18	26	23	15	24
取下	1	3	4	3	2
廃止	79	68	81	73	91

(3)－6 廃止理由

区分	件数(件)
世帯主の傷病治癒	0
世帯員の傷病治癒	0
死亡	55
失踪	0
就労収入増	2
就労者の転入	0
社会保障給付金増	4
仕送り増	0
親類縁者の引き取り	0
施設入所	4
医療費の他法負担	2
ケース移管	9
その他	15
計	91

(4) 被保護世帯の構成

(4)－1 高齢者世帯の構成比の推移

(単位：％)

区分		年度	H29	H30	R1	R2	R3
全 国			53.0	54.1	55.1	55.5	55.6
			48.2	49.4	50.4	51.0	51.3
青 森 県	県		58.7	60.3	61.8	63.2	63.8
			53.7	55.3	56.6	58.1	58.8
	市 部		57.7	59.3	60.8	62.3	62.8
			52.9	54.5	55.9	57.5	58.1
	郡 部		63.6	65.2	66.4	67.6	68.6
			57.5	58.9	60.0	61.0	62.1
	西 北		66.5	67.6	68.5	69.3	71.3
			60.2	61.2	62.1	62.0	64.6

注1 数字下段は、高齢単身者世帯

2 全国令和3年度は生活保護速報値月平均による。

(4)－2 母子世帯の構成比の推移

(単位：％)

区分		年度	H29	H30	R1	R2	R3
全 国			5.7	5.3	5.0	4.6	4.4
青 森 県	県		3.0	2.8	2.5	2.3	2.1
	市 部		3.2	2.9	2.7	2.4	2.2
	郡 部		2.3	2.0	1.7	1.6	1.3
	西 北		2.4	1.8	1.2	1.3	0.9

全国令和3年度は生活保護速報値月平均による。

(4)－3 傷病・障害者世帯の構成比の推移

(単位：％)

区分		年度	H29	H30	R1	R2	R3
全 国			25.7	25.3	25.0	24.8	24.8
青 森 県	県		24.6	23.7	22.8	21.8	21.4
	市 部		25.4	24.5	23.5	22.5	22.2
	郡 部		21.1	20.0	19.4	18.3	17.8
	西 北		20.3	18.4	17.5	17.0	15.6

全国令和3年度は生活保護速報値月平均による。

(4)－4 労働力類型別で働いている者のいない世帯の構成比の推移

(単位：％)

区分		年度	H29	H30	R1	R2	R3
全 国			84.2	84.4	84.6	85.4	85.5
青 森 県	県		90.5	90.7	90.8	91.2	91.5
	市 部		90.7	90.9	91.0	91.4	91.7
	郡 部		89.7	89.9	90.1	90.4	90.8
	西 北		87.5	87.3	87.8	87.8	88.9

全国令和3年度は生活保護速報値月平均による。

(4)－5 保護率の推移

(単位：‰)

町村名		年度	H29	H30	R1	R2	R3
西 郡	鱒ヶ沢町		27.98	28.22	30.09	31.64	31.33
	深浦町		17.14	16.15	15.47	15.62	16.25
北 郡	鶴田町		20.17	20.92	21.74	22.46	23.53
	中泊町		29.73	30.41	31.76	30.86	32.20
西 北 計			23.91	24.16	25.08	25.45	26.18
県 計			23.38	23.40	23.45	23.42	23.15
全 国			16.8	16.6	16.4	16.3	16.3

全国令和3年度は生活保護速報値月平均による。

(4)－6 令和3年度生活保護費支給状況

(単位：千円)

区分 町名	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助	出産扶助	生業扶助	就労自立 給付金	進学準備 給付金	葬祭扶助	施 設 事務費	合 計
鱒ヶ沢町	123,376	26,657	120	1,385	108		403			1,093	4,352	157,494
深 浦 町	50,949	5,610	6	793			88		300	602	7,708	66,056
鶴 田 町	110,255	27,996	1,027	1,977	3		226	20		210	7,137	148,851
中 泊 町	130,167	19,601	524	3,044	106		307	71		546	5,651	160,017
合 計	414,747	79,864	1,677	7,199 (619,874)	217 (59,702)		1,024	91	300	2,451	24,848	532,418 (679,576)

注1 医療扶助（）内は、社会保険診療報酬支払基金支払分の診療報酬額（別掲）。

注2 介護扶助（）内は、国民健康保険団体連合会支払分の介護報酬額（別掲）。

(4)－7 救護施設入所者状況

(令和4年4月1日現在)(単位：人)

町名	施設名	白鳥ホーム	誠幸園	まことホーム	合 計
西 郡	鱒ヶ沢町		1	2	3
	深 浦 町	3			3
北 郡	鶴 田 町	1	2		3
	中 泊 町	1	1	1	3
合 計		5	4	3	12

2-2 母子・寡婦及び父子福祉

(1) 母子及び父子並びに寡婦世帯の概況及び相談指導の活動状況

(1)-1 概況

母子及び父子並びに寡婦世帯に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

(1)-2 相談指導の活動状況

当総室においては母子・父子自立支援員が1名配置され、婦人相談員や担当職員と連携して相談業務を行っているところである。令和3年度の相談指導件数は610件となっており、内訳は、母子（父子、寡婦）福祉資金に関するものが558件と、全体の91.5%を占めている。また、就労支援業務を行い母子・父子自立支援プログラム策定に至ったケースは0件、母子家庭等自立支援給付費補助事業の給付金は1件であった。

・令和3年度母子（父子・寡婦）福祉関係相談業務の実施状況

区分	相談種別	生活一般					児童				経済的支援・生活援護					合計		
		住宅	医療	家庭紛争	就労	養育その他	養育	教育	就職	その他	母子福祉資金	父子福祉資金	寡婦福祉資金	児童扶養手当	生活保護		その他	
相談件数				1	30	2	4		2	1		527	20	11	5	1	6	610
相談回数				1	32	2	5		2	1		615	28	20	5	1	7	719

(2) 母子父子寡婦福祉資金の状況

(2)－1 貸付

令和3年度の母子福祉資金の貸付決定総額は、前年度より24.3%減の26,936,350円（新規13,155,550円・29件、継続13,780,800円・25件）となっている。そのうち修学資金は18,690,600円（31件）、就学支度資金5,574,800円（14件）で、多くが子どもの修学に関するものである。

また、父子福祉資金の貸付は2,453,000円（新規1,535,000円・3件、継続918,000円・2件）、寡婦福祉資金の貸付は3,404,050円（新規1,352,050円・4件、継続2,052,000円・2件）となっている。

(2)－2 償還

母子福祉資金の償還率は、現年度分は前年度より3.25ポイント増の92.18%、過年度分は前年度より3.15ポイント減の12.81%で、全体では前年度より1.12ポイント増の58.44%となっている。

寡婦福祉資金の償還率は、現年度分は前年度より22.7ポイント増の96.57%、過年度分は前年度より0.76ポイント減の42.37%で、全体では前年度より15.4ポイント増の80.02%となっている。

父子福祉資金の償還率は、現年度分は前年度より17.94ポイント減の71.34%、過年度分は前年度と変わらず0%で、全体では前年度より16.9ポイント減の54.68%となっている。

・母子父子寡婦福祉資金貸付決定件数

区 分 年 度	事業開始			修学			技能習得			修業			就職支度			医療介護			生活			住宅			転宅			就学支度			合計		
	母 子	父 子	寡 婦																														
平成27年度				18						2			1									1						24		1	46		1
平成28年度				54	2	1	2			2	1								5			1						28	2	1	92	4	3
平成29年度				54	1	2	2			2	2	1	3	1					5									36	1	1	102	5	4
平成30年度				60		2				2	1	1	1						6									25	1		94	1	3
令和元年度				63	1	2				2	1	1	1						3	1		1						15	1	1	84	4	5
令和2年度				54	2	2				4	1	1	3	1	1				2									16	3	1	79	7	5
令和3年度				31	2	2				5	2	2	3	1					1									14	1	1	54	5	6

2-3 女性相談及び配偶者暴力相談関係

当部には婦人相談員1名が配置されており、売春防止法に基づく要保護女子の保護更生を目的とした助言・指導を行っている。このほかにも、離婚、家族関係の崩壊、借金による経済的な破綻、異性間のトラブルなど複雑多岐にわたる相談に応じている。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づき、「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすことになり、被害者の相談、保護命令の申立や自立のための情報提供と援助を行っている。

(1) 経路別相談受付状況

令和3年度の相談受付件数は51件(実人員)となっており、経路別では本人からの相談が、全体の約70%であった。

(単位:件)

区分	経路	本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係	縁故者・知人	その他	計
来所・巡回等		19				1	1	6							27
電話		17				2		3	1		1				24
計		36				3	1	9	1		1				51

(2) 相談処理状況

令和3年度の相談処理状況(実人員)は、助言・指導が51件であった。

(単位:件)

区分	処理内容	処理済み実人員(年度中)										指導延件数		
		婦人保護施設に入所	就職・自営	結婚	家庭へ移送	福祉事務所へ移送	へ移送 婦人相談所・婦人相談員	他府県の婦人相談所・婦人相談員へ移送	その他の関係機関・施設へ移送	助言・指導	その他		計	
計											51		51	158

(3) 相談種別受付状況

令和3年度の相談種別（実件数）では、夫等の暴力24件、離婚問題2件、その他（夫等）20件となっており、夫等の関係による相談が約90%を占めていた。

（単位：件）

種別 区分	人間関係																		
	夫等			子ども			親族			交際相手				その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他	
	夫等の暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他の親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力	生活の本拠を共にする元交際相手からの暴力	生活の本拠を共にする元交際相手からの暴力						同性の交際相手からの暴力
来所 巡回等	14		1	9				1							2				
電話	10		1	11				1											1
計	24		2	20				2							2				1

種別 区分	経済関係				医療関係				住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条関係	合計
	生活困窮	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他							
来所 巡回等															27
電話															24
計															51

(4) 配偶者暴力相談の状況

令和3年度の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は延べ103件あった。

① 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

(単位：件)

	合計 (A)	女性	男性	合計 (B)	加害者との関係				
					配偶者			離婚 済	その 他
					届出有	届出無	届出不明		
来所	34	34		34	28			6	
電話	60	60		60	51			9	
その他	9	9		9	9				
計	103	103		103	88			15	

- ② 第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数 1件
- ③ 第14条第2項に基づき裁判所から更なる説明を求められた件数 0件
- ④ 第6条による通報を受けた件数 0件

2-4 地域共生社会関係

(1) 経過及び現況

2025年の超高齢化時代の到来を間近に控え、県民の誰もが地域で安心して老後を迎えることができる「青森県型地域共生社会」の実現が課題となっており、それぞれの市町村において取組の充実を図る必要がある。

当総室では、各種生活支援サービス等の多様な担い手の確保対策の一環として、社会福祉協議会を中心とした地域の社会福祉法人の連携体制の構築及び社会福祉法人による地域貢献活動を支援している。

(2) 令和3年度の主な取組

R2～3年度の県民局重点事業「社会福祉法人による『青森県型地域共生社会』西北モデル推進事業」を実施し、モデル地域（五所川原市、鶴田町）において社会福祉法人・社会福祉協議会・地域の三者協働による地域貢献活動（西北モデル）を推進するとともに、実証結果の横展開を図ることにより、社会福祉法人の主体的取組や地域が連携して支え合う「互助」の活動の促進を図った。

また、管内の全社会福祉法人を対象として、地域貢献活動に関する実態調査を実施した。（H30年度から毎年実施）

① 社会福祉法人地域ネットワークの構築

モデル地域において、社会福祉法人・行政・地域団体等で組織する地域連携プラットフォームを設置（R2年7月）し、地域課題やニーズの把握、地域連携方策等について定期的に協議し、具体的活動につなげた。

② 社会福祉法人による地域貢献活動モデル実証

モデル地域の社会福祉法人が、地域ニーズ等を踏まえた地域貢献活動を三者協働体制により実施するとともに、活動の課題や効果的な運営方策等の検証を行い、実証結果報告書を作成した。

ア 五所川原こども宅食おすそわけ便

社会的に孤立しがちなひとり親等の子育て世帯に、様々な方法で定期的に食品を届けることを通じて、つながりにくい子育て世帯に必要な支援や情報等を届ける活動

イ 鶴田町暮らしのよりどころ相談所

町内7社会福祉法人に相談窓口を設置し、除雪や買い物等の生活支援のほか、法人の専門性を活かした介護や子育て等の相談を受け付け、地域と連携して問題解決や支援を行う活動

③ 社会福祉法人による地域貢献活動モデル普及促進

モデル市町以外の4市町を訪問し、市町の福祉・企画部門、社会福祉協議会、民生委員協議会長等を対象とした意見交換会を開催し、モデル事業の実施状況を説明するとともに、各地域の課題や取組状況等について意見交換を行った。また、事業の横展開を図っていくため、管内の社会福祉法人、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、市町村、関係団体等の職員を対象として、地域連携プラットフォームの設置・運営状況や地域貢献活動モデルの実証結果についての報告会を2回開催した。

「社会福祉法人による『青森県型地域共生社会』 西北モデル推進事業」活動モデル

多様な主体による「青森県型地域共生社会」の着実な推進

五所川原市

五所川原子ども宅食おすそわけ便

【背景】 コロナ禍による生活困窮者の増加。社会とのつながりが希薄



- 要支援世帯 (ひとり親、生活困窮世帯等)
- 様々なパターンで届けることができる (受取方法が選べる)
- 様々な主体が関わっている (地域を幅広く巻き込んだ支援体制)

繋がりにくい家庭へ、必要な支援や情報等を届ける

鶴田町

つなぐ!!つながる!!暮らしのよりどころ相談所

【背景】 除害、買い物、移動等への支援のニーズはあるが、法人単独では人員、予算、専門知識、機材等が不足



活動を待っているだけでなく、民生委員が選定した要支援世帯を、法人・民生委員が一緒に訪問し、積極的に支援や見守りを行う

つながる、見つける

- 町内/法人が、地域と連携・協働して課題を解決
- 無理のない範囲での役割分担により負担を軽減
- 地域の強みや特徴を活かした支援体制の構築

地域の課題を地域で解決

西北モデル（社福法人・社協・地域の三者協働による地域貢献活動）の推進

・多様な担い手の確保

・持続可能な社会の実現